

船橋市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱（以下「要綱」という。）第15条第2項に基づき、要綱第2条および第8条で定める対象（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対する指導監査に関し必要な事項を定める。

(指導の実施計画)

第2条 障害福祉サービス事業者等に対する指導は、毎年度実施計画を策定して行う。

(運営指導の通知)

第3条 要綱第6条（2）①に規定する通知（第1号様式）は、指導実施日の概ね1月前までに障害福祉サービス事業者等の代表者に通知するものとする。

(運営指導に係る資料の提出)

第4条 要綱第6条（2）①に規定する準備すべき書類等で提出を求める事前提出資料については、必要事項を記入の上、運営指導実施日の2週間前までに提出を求める。

(運営指導の結果通知)

第5条 運営指導の結果については、当該実施日に口頭で講評を行い、要綱第6条（2）③に規定する指導結果の通知（第2号様式の1又は第2号様式の2）を指導後、できるだけ速やかに送付する。

(運営指導の改善報告)

第6条 運営指導の結果、改善を要すると認められた事項がある場合は、要綱第6条（2）④に規定する改善報告書（第3号様式）及び指摘事項改善状況報告書（第3号様式別紙1）、また、自立支援給付費について過誤による調整が必要な場合は次条に定める書類を、前条の結果通知と併せて送付する。

2 事業者の代表者等は、前項の改善状況報告書等に必要事項を記入の上、結果通知から1月以内に提出しなければならない。

ただし、特段の事情と認められる場合は、この限りではない。

(自立支援給付費の返還)

第7条 運営指導及び監査の結果、自立支援給付費について過誤による調整を要すると認められた場合は、次の各号のとおり手続きを行うものとする。

- (1) 障害福祉サービス事業者等に対し、指摘事項に係る自立支援給付費の請求について指導日以前の市が指定した期間について点検を指示する。
- (2) 前号の点検の結果、自立支援給付費の返還の必要が生じた場合は、過誤調整報告書（第3号様式別紙2）の提出を求め、当該障害福祉サービス事業者等に対して返還の指示をすると共に、自立支援給付費の返還内容について、当該自立支援給付に関係する市町村に通知する。

(監査の通知)

第8条 要綱第11条（1）に規定する実施通知（第4号様式）は、障害福祉サービス事業者等の代表者に通知するものとする。

(監査の結果通知)

第9条 監査の結果については、当該実施日に口頭で講評を行い、監査後、要綱第11条（3）に規定する監査結果の通知（第5号様式）を、できるだけ速やかに送付する。

(監査の改善報告)

第10条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項がある場合は、要綱第11条（4）に規定する改善報告書（第6号様式）及び監査指摘事項改善状況報告書（第6号様式別紙1）、また、自立支援給付費について過誤による調整が必要な場合は第7条に定める書類を、前条の結果通知と併せて送付する。

2 事業者の代表者等は、前項の改善状況報告書等に必要事項を記入の上、結果通知から1月以内に提出しなければならない。

ただし、特段の事情と認められる場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

第 年 月 日 号

【障害福祉サービス事業者等名称】

代表者 様

船橋市長



年度指定障害福祉サービス事業者等の運営指導について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援給付費対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化等を図るため、同法第10条第1項の規定により、下記のとおり運営指導を実施するので、通知します。

運営指導に際しては、事前に提出を要する書類等及び運営指導実施日に準備すべき書類等について、遺漏のないよう願います。

なお、当日は関係職員等の出席についてご配慮願います。

記

1. 実施日時
2. 実施場所
3. 対象事業所
4. 対象事業
5. 運営指導担当者
6. 出席者
7. 当日に準備すべき書類等
8. 事前に提出を要する書類等
9. 提出期限
10. 提出先
11. 留意事項等

第2号様式の1

第 号
年 月 日

【障害福祉サービス事業者等名称】
代表者 様

船橋市長



年度指定障害福祉サービス事業者等の運営指導の結果について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり実施をした運営指導の結果、指摘事項はありませんでした。

貴事業所におかれましては、今後も適切な障害福祉サービスの提供を心掛けていただきますようお願いいたします。

記

1. 対象事業所
2. 対象事業
3. 実施日時

第2号様式の2

第 号
年 月 日

【障害福祉サービス事業者等名称】

代表者 様

船橋市長



年度指定障害福祉サービス事業者等の運営指導の結果について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり実施をした運営指導の結果、別添のとおり改善を要する事項が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、運営指導当日に担当職員が口頭にて指導をした事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

なお、改善報告を要する指摘事項については、同封の「運営指導における指摘事項の改善について（報告）」等に必要事項を記入の上、改善した事項を証する関係書類等を添付し、下記報告期限までに報告してください。

記

1. 対象事業所
2. 対象事業
3. 実施日時
4. 報告書類
5. 報告期限
6. 提出先

第2号様式の2（別添）

指定障害福祉サービス事業者等運営指導結果表

事業所名	
サービスの種類	
運営指導日	
担当者名	

指摘区分	指摘項目	指摘事項	根拠法令等

第3号様式

年 月 日

船橋市長 あて

事業者（事業所運営法人）
所在地
法人名
代表者名

運営指導における指摘事項の改善について（報告）

年 月 日付、第 号にて通知のありました指定障害福祉サービス事業者等の運営指導の結果について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1. 報告書（提出書類にチェックすること）

	指摘事項改善状況報告書	（第3号様式 別紙1）
	過誤調整報告書	（第3号様式 別紙2）

2. 関係書類

第3号様式 別紙1

指摘事項改善状況報告書

事業所名 _____

指摘区分	指摘項目	改善状況	未改善事項の 改善計画等	備考

過 誤 調 整 報 告 書

事業所（施設）名 _____

1. 過誤調整の対象となったサービスの提供月

年 月から 年 月まで

2. 援護地ごとの過誤調整件数・金額

援護地（市区町村名）	件数	過誤調整概算額
	件	円
	件	円
	件	円
	件	円
	件	円
合 計	件	円

第4号様式

第 年 月 日
年 月 日

【障害福祉サービス事業者等名称】

代表者 様

船橋市長



指定障害福祉サービス事業者等の監査について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化等を図るため、同法第 条の規定により、下記のとおり監査を実施するので通知します。

記

1. 実施日時
2. 実施場所
3. 対象事業所
4. 対象事業
5. 監査担当者
6. 出席者
7. 当日に準備すべき書類
8. 留意事項等

なお、上記のほか、必要に応じ関係書類の提示を求める場合があります。

第5号様式

第 年 月 日 号

【障害福祉サービス事業者等名称】

代表者 様

船橋市長



指定障害福祉サービス事業者等の監査の結果について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 条の規定に基づき、下記のとおり実施をした監査の結果、別添のとおり改善を要する事項が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、監査当日に担当職員が口頭にて指摘をした事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

なお、改善報告を要する指摘事項については、同封の「監査における指摘事項の改善について（報告）」等に必要事項を記入の上、改善した事項を証する関係書類等を添付し、下記報告期限までに報告してください。

記

1. 対象事業所
2. 対象事業
3. 実施日時
4. 報告書類
5. 報告期限
6. 提出先

第5号様式（別添）

指定障害福祉サービス事業者等監査結果表

事業所名	
サービスの種類	
監査日	
担当者名	

指摘区分	指摘項目	指摘事項	根拠法令等

第6号様式

年 月 日

船橋市長 あて

事業者（事業所運営法人）
所在地
法人名
代表者名

監査における指摘事項の改善について（報告）

年 月 日付、第 号にて通知のありました指定障害福祉サービス事業者等の監査の結果について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1. 報告書（提出書類にチェックすること）

	監査指摘事項改善状況報告書	（第6号様式 別紙1）
	過誤調整報告書	（第3号様式 別紙2）

2. 関係書類

第6号様式 別紙1

監 査 指 摘 事 項 改 善 状 況 報 告 書

事業所名 _____

指摘区分	指摘項目	改 善 状 況	未改善事項の 改善計画等	備 考